

○八女市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱

平成24年3月21日

決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、自然エネルギーを有効活用し、地球温暖化の防止を図ることにより、環境負荷の少ない循環型社会を構築するため、住宅用太陽光発電システム及び住宅用蓄電池システムを設置する者に対し、八女市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し八女市補助金交付規則（昭和46年八女市規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅用太陽光発電システム 太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流開閉器、パワーコンディショナ、保護装置、電力量計等で構成される設備であって、電力会社と系統連系するものをいう。

(2) 住宅用蓄電池システム 住宅用太陽光発電システムで発電する電力を充放電できる定置型リチウムイオン蓄電池及び電力変換装置等で構成された設備をいう。

(3) 住宅 次に掲げるものをいう。

ア 自己の居住の用に供する部分のみの住宅

イ 居住の用に供する部分と事業の用に供する部分を併用する住宅のうち延べ床面積の2分の1以上を自己の居住の用に供するもの（集合住宅は除く。）

(交付対象)

第2条の2 補助金の交付対象となる設備は、次のとおりとする。

(1) 住宅用太陽光発電システムのうち次に掲げる要件をいずれも満たすもの

ア 太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれかが10kW未満であること。

イ 未使用のものであること。

(2) 住宅用蓄電池システムのうち次に掲げる要件をいずれも満たすもの

ア 国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。

イ 蓄電容量が4 kWh以上で住宅用太陽光発電システムと同時に設置されるもの又は既に設置した住宅用太陽光発電システムに付随して設置されるものであること。

ウ 未使用のものであること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に現に居住し、又は居住することとしている住宅に住宅用太陽光発電システム及び住宅用蓄電池システム(以下「対象システム」という。)を購入し、設置する個人で、次の要件を満たすものとする。

(1) 対象システムを設置する住宅の所在地を住所として住民登録をしている者(第9条に規定する実績報告書を提出する日までに住民登録をする見込みの者を含む。)

(2) 対象システムを設置する住宅が申請者又は同居の親族が所有する住宅若しくは所有する見込みの住宅であること。

(3) 申請者及びその同居の親族が、市税、国民健康保険税及び税外徴収金を滞納していないこと。

(4) 八女市暴力団排除条例(平成22年八女市条例第10号)第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

(5) 一の住宅において、補助金の申請を行おうとする同一設備についてこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない者であること。

(補助金の交付額)

第4条 対象システムの補助金の交付額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 住宅用太陽光発電システムに係る補助金の額 1kW当たり20,000円に最大出力値(単位はkWで表示するものとし、小数点第3位以下を切り捨てた数値とする。)を乗じて得た額とし、8万円を上限とする。この場合において、算出した補助金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

(2) 住宅用蓄電池システムに係る補助金の額 7万円

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、対象システムを設置する前に八女市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 対象システムを設置する住宅の位置図

(2) 対象システムを設置する場所の工事着手前の現況写真

(3) 対象システムのうち、次に掲げるものの形状、規格、構造等が確認できる仕様書、カタログ等の写し

ア 太陽電池モジュール

イ パワーコンディショナ

ウ 蓄電池

(4) 対象システムの設置図面

(5) 対象システム設置工事請負契約書の写し及び設置に要する費用内訳が分かるもの

(6) 委任状(他の者に手続を委任する場合)(様式第1号の2)

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、八女市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の決定通知がなされる前に、対象システムの設置工事をしてはならない。

(変更承認申請等)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)が、補助金の申請内容を変更するとき、又は対象システムの設置を中止しようとするときは、あらかじめ、八女市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定額に変更がない軽微な変更をする場合は、この限りでな

い。

- 2 前項の計画変更をする場合は、補助金の交付決定額を増額することはできない。

第8条 市長は、前条の変更承認申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査の上、その内容が補助金額に係る変更又は廃止であるときは、八女市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付変更決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助対象者は、事業が完了したときは、その日から60日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに八女市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金実績報告書兼請求書（様式第5号。以下「実績報告書」という。）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 対象システムの設置状況を確認することができる写真
- （2） 対象システム設置費に係る領収書の写し又はこれに代わる書類の写し
- （3） 対象システムの概要（様式第6号）
- （4） 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定により提出された実績報告書の審査を行い、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金交付の取消し）

第10条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。
- （2） 補助金交付の条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第11条 市長は、前条の規定により取消しをした場合において、既に補助対象者が当該取消しに係る部分に対する補助金の交付を受けているときは、補助対象者に補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（協力）

第 12 条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象者に対し、対象システムに関する発電量等の情報の提供その他の協力を求めることができる。

2 補助対象者は、前項の求めがあったときは、それに協力するものとする。

(補則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、平成 24 年度から令和 8 年度までの補助金について適用する。

附 則 (平成 25 年 12 月 25 日決裁)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 2 月 27 日決裁)

(施行期日)

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の旧様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成 28 年 3 月 29 日決裁)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 3 月 5 日決裁)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 31 日決裁)

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(八女市住宅改修事業補助金交付要綱の一部改正)

2 八女市住宅改修事業補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(八女市空き家改修費等補助金交付要綱の一部改正)

3 八女市空き家改修費等補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則 (令和 4 年 2 月 10 日決裁)

この要綱は、令和４年４月１日から施行し、改正後の本要綱の規定は、同日以後の申請その他の手続について適用する。

附 則（令和５年３月１６日決裁）

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和６年２月１３日決裁）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則（令和７年３月２１日決裁）

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。